



4 自動車税と 軽自動車税

じどうしゃぜい

4-1 自動車税

じどうしゃぜい がつついたち じどうしゃ ひと けん のうぜいつうちしょ
自動車税は 4月1日に 自動車を もっている人が はらわなければいけません。県などから 納税通知書
ぜいきん か がつ ゆうびんきょく
<税金を いくら はらわなければいけないか 書いてあります>が 5月ごろに とどきます。郵便局や
ぎんこう
銀行などで はらいます。

けいじどうしゃぜい

4-2 軽自動車税

けいじどうしゃぜい がつついたち げんつき こがた じどうしゃ けいじどうしゃ ひと
軽自動車税は 4月1日に 原付バイク、小型とくしゅ自動車、軽自動車、バイクなどを もっている人が は
らわなければいけません。市役所などから 納税通知書<税金を いくら はらわなければいけないか 書いて
しやくしょ のうぜいつうちしょ ぜいきん か
あります>が 5月ごろに とどきます。郵便局や 銀行などで はらいます。

ぜい

4-3 そのほかの 税

じどうしゃじゅうりょうぜい くるま おも ぜいきん くに
自動車重量税<車の 重さで はらう 税金>が あります。これは 国に はらわなければいけません。

くるま

4-4 車の とうろく

じどうしゃぜい けいじどうしゃぜい がつついたち くるま ひと
自動車税、軽自動車税は 4月1日に 車や バイクを もっている人が はらいます。

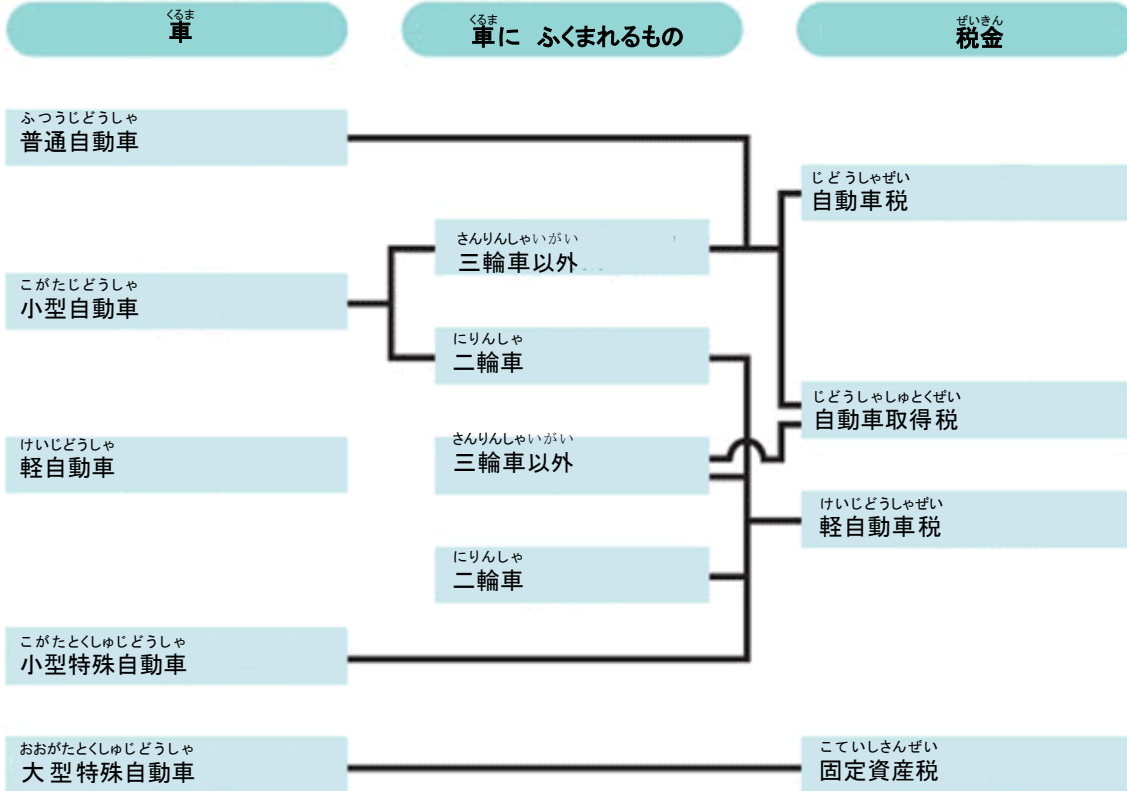
つぎ うんゆしきょく くるま か
次のときは かならず 運輸支局で 車の とうろくを 変えて ください。

- くるま ひと
・車や バイクを 人に あげるとき
- くるま う
・車や バイクを 売るとき
- くるま はいしゃ
・車や バイクを すてるとき(廃車)
- くるま
・車や バイクを めすまれたとき

くるま か ぜいきん
※車の とうろくを 変えないと、ずっと 税金を はらわなければいけません。



いろいろな ^{くるま}車と ^{ぜいきん}税金



とうきょうとしゅぜいきょく
東京都主税局より